## 公認審判員規程(別表1)

ライセンス区分		S	A	В	С
	①年齢 ※1	30歳以上 56歳以下	28歳以上 54歳以下	2 5歳以上	20歳以上
(1) 受験資格	②柔道経験	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	12年以上、 4段以上 (女子3段以上)	有段者
	③ 新経験	Sライセンス候補者※2 当該年度の本連盟登録 (個人登録及び A ライセンス審判員資格登録)をしている者で全日本柔道連盟審判委員会選考審査部会より認定を受けた後、Sライセンス審査対象大会において2年間の審判経験(実技審査を実施)が必要	当該年度の本連盟登録 (個人登録及び B ライセンス審判員資格登録)を している者で「B」取得 後3年以上の審判経験を 有し、その者が本連盟登 録した都道府県より推薦 を受けた者とする。	当該年度の本連盟登録 (個人登録及び C ライセンス審判員資格登録)をしている者で「C」取得後2年以上の審判経験を有し、その者が本連盟登録した都道府県より推薦を受けた者とする。	当該年度の本連盟登録をしている者。
(2)試験方法および試験内容		実技審査を行い、本連 盟審判委員会選考審査 部会において審議・認 定する。 本連盟審判委員会選考 審査部会で定める対象 大会において審査す る。	筆記試験と全日本柔道連盟が指定した大会において実技審査を行う。受験回数は年1回とする。本連盟審判委員会選考審査部会から指名された試験官3名以上がこれにあたる。試験官は審判委員会選考審査部会委員、審判委員会委員、Sライセンス審判員の中から指名される。	筆記試験と地区柔道連盟(連合会・協会)が指定した大会等において実技審査を行う。地区柔道連盟(連合会・協会)から選ばれた審査員がこれにあたる。試験官は A ライセンス保持者以上、現行の試合審判規程に詳しい者がその任にあたる。	筆記試験と都道府県 柔道連盟(協会)が 指定した大審査を行う。 都道院果柔道連盟 (協会)がこれにある。 は番査員がこれにあたる。 試験には A ライセン ス保持者審判規程にあたる。 は保持者を割り しい者がその任にあたる。

※1:年齢は、Sは推薦時、A~Cは資格認定当日の年齢とする。

※2:Sライセンス候補者\*)の選定の手順

①都道府県柔道連盟(協会)が、下記要件を満たす審判員をSライセンス第1次候補者として選定し、推薦書にその旨の詳細を明記した上で地区柔道連盟に推薦する。

- (ア) 公認審判員制度運用規則別表2「実技審査ライセンス要件」の評価項目について、Sライセンスの基準全てを満たしていると判断され、かつ、
- (イ) Sライセンス受験資格要件を満たしたAライセンス資格者のうち特に優れている審判員

②地区柔道連盟(協会)は、当該都道府県柔道連盟(協会)から推薦された候補者を地区柔道連盟(協会)が指定した大会の審判員として参加させた上で、公認審判員制度運用規則別表2「実技審査ライセンス要件」の評価項目に則し、当該候補者の審判技量を客観的に評価しなければならない。また、評価順位を明らかにした上で、該当都道府県柔道連盟(地区)からの推薦書の写し及び評価書とともに本連盟審判委員会へ報告する。

③選考審査部会は、地区柔道連盟からの報告をもとに厳正な審議を重ねた上で当該Sライセンス候補者の認定を行うこととする。